

四国化工株式会社 CSR 調達ガイドライン

第 1 版

2025 年 6 月制定

目次

項目	頁数
はじめに	1
1. グループおよび当社の考え方	1
森六グループ人権方針	2
森六グループ サステナビリティ方針	4
森六グループ 購買方針	4
四国化工 安全衛生方針	5
四国化工 品質方針	6
四国化工 環境方針	7
2. 本ガイドラインの運用	8
3. CSR 調達基準	9
3.1 法令遵守・企業倫理	9
3.1.1 法令遵守	9
3.1.2 腐敗の防止	9
3.1.3 公正な競争の確保	9
3.1.4 知的財産権の保護・尊重	9
3.1.5 個人情報・機密情報の管理・保護	9
3.1.6 インサイダー取引の禁止	9
3.1.7 責任ある鉱物調達	9
3.1.8 通報・相談制度の整備と報復行為の禁止	9
3.2 人権と労働者の権利	9
3.2.1 国際的に認められた人権・労働基準の尊重	9
3.2.2 差別の禁止	10
3.2.3 ハラスメントの禁止	10
3.2.4 結社の自由および団体交渉権	10
3.2.5 強制労働の禁止	10
3.2.6 児童労働の禁止	10
3.2.7 責任ある採用	10
3.2.8 賃金と福利厚生	10
3.2.9 長時間労働の禁止	10
3.3 労働安全衛生	10
3.3.1 職場の安全の確保	10
3.3.2 緊急時への備え	10
3.3.3 労働災害および疾病の防止	10
3.3.4 産業衛生	10
3.3.5 身体に負荷のかかる作業の軽減	11
3.3.6 安全衛生に関するコミュニケーション	11
3.3.7 衛生設備、食事および住居の適切な環境の確保	11
3.3.8 労働者の健康増進	11
3.4 環境	11
3.4.1 環境法令の遵守	11
3.4.2 環境マネジメントシステムの構築	11
3.4.3 気候変動への対応	11
3.4.4 資源の効率的・循環的な利用	11

目次

項目	頁数
3.4.5 汚染防止	11
3.4.6 化学物質管理	11
3.4.7 適切な水使用	12
3.4.8 生物多様性の保全	12
3.5 品質と製品安全性	12
3.5.1 品質マネジメントシステムの構築	12
3.5.2 製品・サービスの安全性の確保	12
3.5.3 製品・サービスに関する正確な情報の提供	12
3.6 事業継続計画(BCP)	12
3.6.1 事業継続計画(BCP)の策定と準備	12
3.7 社会への貢献	12
3.7.1 国際社会・地域社会への貢献	12

はじめに

私たちは、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを使命としています。そのためには、私たちだけでなく、サプライチェーン全体で社会的責任を果たしていくことが重要です。

私たちは、経営理念に基づき、新たな時代に必要とされる価値をステークホルダーと共創し、社会の持続的成長に貢献します。

「思いやり行動、皆さまとともに思いを一つに」という理念のもと、公正かつ誠実な取引を行い、環境や社会への配慮を欠かさない調達活動を推進していきます。
本ガイドラインを通じて、皆さまと共に持続可能な未来を築いていけることを期待しております。

四国化工株式会社
代表取締役社長 山崎尚孝

1. グループおよび当社の考え方

■森六グループ 経営理念・行動指針・大切にする価値観

森六グループは、グローバル企業として世界のさまざまな地域社会に根差した事業活動を展開するなかで、「経営理念」を日々の活動の志としています。

経営理念

森六グループは、未来を先取りする創造力と優れた技術で高い価値を共創し、時を越えて、グローバル社会に貢献します

行動指針

1. 法令遵守
国内外の法令を遵守し、公平で公正な企業活動を通じ、信頼される企業グループをめざします
2. 人間尊重
社員一人ひとりが自主性、創造性を発揮し、一緒に働く仲間の人格や個性を尊重します
3. 顧客満足
お客様に満足いただける、価値ある情報、質の高いサービス、優れた製品を提供します
4. 社会貢献
地球環境に配慮し、地域に根ざした企業活動を通し、「良き企業市民」として社会に貢献します

大切にする価値観

1. 進取の精神
時代を先取りし、継続的に企業価値向上に努めます
2. 同心協力
チームワークを尊重し、理想を追求する企業グループをめざします

■森六グループ人権方針

森六グループ人権方針の制定にあたって

森六グループ(以下「当社グループ」といいます)は経営理念・行動指針の中に人間尊重を掲げ、社員一人ひとりが自主性、創造性を発揮し、一緒に働く仲間の人格や個性を尊重する職場づくりを推進しています。この度制定した『森六グループ人権方針』は、当社グループの経営理念・行動指針と一貫性のあるものであり、当社グループの事業活動における人権尊重に関わる全ての文書や規範、方針の上位に位置付けられます。

基本的な考え方

当社グループは、グローバルでの事業活動を通じて人権の尊重に取り組み、多様な人々が個を尊重し合い、皆が生き生きと働ける職場づくりを行います。当社グループは、本方針をグループ各社の全ての役員・従業員(派遣労働者も含む)に適用するとともに、お取引先を含む全てのビジネスパートナーの皆さまにもご理解いただき、人権の尊重にお取り組みくださることを期待します。

◆国際的に認められた人権・労働基準の尊重

当社グループは、「国際人権章典」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に定められたものを含む、国際的に認められた人権を尊重し、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った取り組みを進めていきます。

◆事業活動における人権尊重

当社グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないことに努めます。また自らの事業活動が人権への負の影響を引き起こし又は助長した場合には、是正・救済に向けて適切な対応をとり、人権への負の影響が当社グループの事業・製品・サービスと取引関係によって直接関連している場合でも、当社グループの影響力を適切に行使し、負の影響を軽減・防止するよう努めます。

◆事業活動における人権課題への対応

<差別>

当社グループは、国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向・性自認、障がいの有無などの、いかなる差別も行いません。

<ハラスメント>

当社グループは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントを認めません。また、職場における嫌がらせや差別的言動により、職場環境を害する行為も認めません。

<結社の自由および団体交渉権>

当社グループは、結社の自由および団体交渉の権利を尊重し、従業員と誠実に協議・対話を行います。

<強制労働>

当社グループは、あらゆる形態の強制労働を排除し、防止します。また、人身取引を含むいかなる奴隷労働も認めません。

<児童労働>

当社グループは、あらゆる形態の児童労働を排除し、防止します。

<採用>

当社グループは、倫理的な慣行に基づいて採用を行います。雇用や就業における機会均等を確保します。

<労働安全衛生>

当社グループは、安全かつ健康に働ける職場環境を整備します。

<労働時間と賃金>

当社グループは、労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。

◆人権デューディリジェンス・救済

当社グループは、自らの事業活動に関連する人権への負の影響を、潜在的なものも含め特定し、負の影響を防止または軽減し、その取り組みの持効性を評価し、その対処について説明・情報開示していくための仕組みを構築して、継続的に実施していきます。また当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その救済に取り組みます。

◆教育・研修

当社グループは、グループ内に本方針を浸透させ、遵守するために必要な教育や研修を継続的に実施していきます。

◆成長

当社グループは、当社グループで働く従業員が自身の仕事に誇りを持ち、また個々がお互いを認め、高め合うことで自己成長につなげられる環境をつくります。

◆ガバナンス・管理体制

当社グループは、本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にしています。また、当社の取締役会が本方針の遵守及びその取り組みを監督します

■森六グループ サステナビリティ方針

私たちは、経営理念に基づき、新たな時代に必要とされる価値を ステークホルダーと共創し、社会の持続的成長に貢献します。

1. グループの機能・リソースを最大限に活用し、従来のビジネス領域を越えた社会課題解決に挑戦します。
2. カーボンニュートラルおよび資源の循環利用に貢献する革新的なものづくりで、持続可能なモビリティ社会を目指します。
3. サプライチェーン全体を通してグリーンケミカルを提供し、エコロジカルな循環型社会の実現に貢献します。
4. 人権の尊重を基盤にすべての従業員の幸福を追求し、多様な人材が働きがいをもって活躍する組織から、新たな価値を生み出し続けます。
5. ステークホルダーとの対話を通じて社会の期待・要請を理解し、透明性が高く誠実な企業活動によって相互の信頼を育みます。

■森六グループ 購買方針

全ての企業に開かれた公正な取引機会の提供を通じて優れた製品と技術を持つお取引先とのパートナーシップを強化し、社会的に責任ある持続可能な調達を 実現することでお客様に価値ある製品・サービスを安定的に提供します。

1. 法令及び社会規範の順守
 - ・各国の法令、社会規範及びその精神を遵守し、透明性のある調達活動を推進します。
2. 公平・公正
 - ・すべての企業に開かれた取引機会を提供します。
 - ・お取引先は、品質、価格、納期、製造・供給能力、技術力、環境性能、経営の健全性および、人権や環境保全など社会的責任への取り組み状況を、公正かつ総合的に評価して選定します。
3. 先進技術の採用
 - ・新たな時代に必要とされるイノベーションの実現にむけて、先進的で優れた技術・素材を積極的に採用します。
4. パートナーシップの強化
 - ・価値ある製品・サービスの開発・提供にむけて、お取引先との信頼関係を重視し、パートナーシップを強化します。
5. CSR 調達の推進
 - ・社会の持続可能な発展に貢献するために、お取引先との共創を進め、地球環境保全や人権の尊重、労働者の安全・健康の確保など社会的に責任ある調達活動を推進します。

■四国化工 安全衛生方針

【経営理念】

我等は創造的生産を以って社会に貢献と事業の繁栄を計る

【ビジョン】

第一に従業員とその家族から、第二にお客様・取引先から、第三に地域社会から、
第四に株主から、信頼され、賞賛され、そして愛される会社になる

【経営方針】

お客様に信頼され、お客様に感動を与える企業を目指す

【行動指針】

私たちは、経営トップのリーダーシップのもと、経営理念、ビジョン、経営方針を踏まえ、
安全衛生管理体制の定期的な見直しによる継続的な改善を図ります。そして、社会的責任を
果たすため以下の項目を実現させ、持続可能な社会づくりに貢献します。

1. 労働災害ゼロを目指します。
2. 当社で働く人が心身ともに健康で、安全で快適な職場を目指します。
3. 労働安全衛生関連法規制及び当社が同意する協定・協約を遵守し、労働安全衛生の
推進活動に努めます。
4. 「整理・整頓・清掃・清潔・躰」5S 活動を推進します。
5. ヒヤリハットや KY 活動を取り入れて自ら進んで職場の安全衛生に貢献できる人財育成を
目指します。

2024年4月1日
四国化工株式会社
代表取締役 山崎 尚孝

■四国化工 品質方針

【経営理念】

我等は創造的生産を以って社会に貢献と事業の繁栄を計る

【ビジョン】

第一に従業員とその家族から、第二にお客様・取引先から、第三に地域社会から、第四に株主から、信頼され、賞賛され、そして愛される会社になる

【経営方針】

お客様に信頼され、お客様に感動を与える企業を目指す

【行動指針】

私たちは、経営トップのリーダーシップのもと、経営理念、ビジョン、経営方針を踏まえ、品質マネジメントシステムの定期的な見直しによる継続的な改善を図ります。そして、社会的責任を果たすため以下の項目を実現させ、持続可能な社会づくりに貢献します。

1. 関連法令及びその他の要求事項を遵守します。
2. “お客様が何を望んでいるか”を常に考え、それを実現させるためにはどのようにすればよいかを自ら考え、行動に移せるような人材育成に努めます。
3. より質の高い品質と安全を妥協することなく追求し、お客様に安心していただける商品やサービスの提供を目指します。
4. 会社を成長させることで地域の発展と雇用を創出し、また、子供たちに夢を与えられる企業を目指します。
5. 最後に、“人を重視した会社”として、社員が生き生きとして働ける環境づくりを目指します。

2024 年 4 月 1 日
四国化工株式会社
代表取締役 山崎 尚孝

■四国化工 環境方針

【経営理念】

我等は創造的生産を以って社会に貢献と事業の繁栄を計る

【ビジョン】

第一に従業員とその家族から、第二にお客様・取引先から、第三に地域社会から、第四に株主から、信頼され、賞賛され、そして愛される会社になる

【経営方針】

お客様に信頼され、お客様に感動を与える企業を目指す

【行動指針】

私たちは、経営トップのリーダーシップのもと、経営理念、ビジョン、経営方針を踏まえ、環境マネジメントシステムの定期的な見直しによる継続的な改善を図ります。

そして、社会的責任を果たすため以下の項目を実現させ、持続可能な社会づくりに貢献します。

1. 関連法令及びその他の要求事項を遵守します。
2. “私たちの活動や製品やサービス”が周囲の人や環境にどのような影響を与えているかを自ら考えて「思いやり行動」をとれるような人財育成に努めます。
3. 私たちは、“プラスチック廃棄物の削減”、“資源・エネルギーの効率的利用”、“リサイクル商品の 開発・販売”を重点目標として取り組み、CO2 の削減に努めます。
4. 会社を成長させることで地域の発展と雇用を創出し、また、子供たちに夢を与えられる企業を目指します。
5. 最後に、“人を重視した会社”として、社員が生き活きとして働ける環境づくりを目指します。

2024 年 4 月 1 日
四国化工株式会社
代表取締役 山崎 尚孝

2. 本ガイドラインの運用

本ガイドラインは、当社と取引関係にあるすべてのお取引先の皆さまにご理解いただき、ご協力をいただくことで、持続可能な社会の実現に貢献することを目的としています。ガイドラインの実効性を高めるため、以下の方針のもと運用いたします。

なお、本ガイドラインにおける「従業員」とは正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者を指し、「労働者」とは、直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

1) 対象範囲

本ガイドラインは、当社のすべての調達活動に関わるお取引先の皆さま(原材料・副資材・外注加工・委託業務・物流等)を対象とします。また、必要に応じて、お取引先の皆さまのサプライヤーにも適用されることを想定しています。

2) 周知と理解促進

取引開始時または更新時に、本ガイドラインの内容をお取引先の皆さまへ共有し、内容への理解と同意をお願いしております。また、必要に応じて説明会の開催や、個別の説明を通じて理解促進に努めます。

3) 自己評価のお願い

当社は、お取引先の皆さまに対し、本ガイドラインに基づいた CSR 活動の実施状況に関する自己評価をお願いする場合があります。評価は、必要に応じてフォーマットを提供し、定期的または重要事項発生時にご提出いただきます。

4) モニタリングと対話

提出いただいた自己評価や関連情報に基づき、CSR に関する取り組み状況を確認させていただきます。必要に応じて、訪問や対話を通じたフォローアップを行い、相互理解を深め、課題がある場合は改善に向けた協議を行います。

5) 改善のお願い

本ガイドラインの趣旨に照らし、重大な問題があると判断された場合には、当社より改善の要請を行うことがあります。改善に取り組んでいただけない場合や、是正が見込めない場合は、取引関係の見直しを含めた対応を検討いたします。

6) 継続的な見直しと改定

本ガイドラインは、法令・社会環境の変化や、当社および親会社の方針に応じて、必要に応じて見直しを行います。改定時には速やかにお取引先の皆さまへ通知し、最新の内容に基づいて運用を行います。

お取引先の皆さまには、活動状況を証明する文書および実施記録を作成し、適切に保管いただくようお願いいたします。また、モニタリングの一環として当社グループおよび／または当社グループが指名した第三者よりそれらの文書および記録の開示・共有、施設内への立ち入り調査、労働者への聞き取り調査を行う場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。本ガイドラインの運用にあたっては、お取引先の皆さまとの協働を重視し、相互の信頼関係の構築と持続的な発展を目指してまいります。

3. CSR 調達基準

3.1 法令遵守・企業倫理

3.1.1 法令遵守

事業活動を行うすべての国や地域の法令・規制を遵守し、公正な企業活動を行う。

3.1.2 腐敗の防止

贈収賄、横領、マネーロンダリング等のあらゆる形態の腐敗行為を行わない。また、それらの腐敗行為に加担しない。

3.1.3 公正な競争の確保

競争法および下請法を遵守し、優越的地位を乱用して取引先に一方的な取引条件を押し付けたり、カルテルなどの競争制限的合意に関与したりせず、自由で公正な競争を推進する。

3.1.4 知的財産権の保護・尊重

自社に帰属する知的財産権(特許権、著作権、意匠権等)が第三者に侵害されないように保護するとともに、第三者の知的財産の侵害を行わない。

3.1.5 個人情報・機密情報の管理・保護

個人情報やプライバシー情報、機密情報など、業務上取り扱う情報を保護し、情報漏えいを防止するために適切な管理体制を整備・運用する。また、コンピュータや情報ネットワーク上のサイバーリスクに対する適切な対策を講じ、情報漏えいや被害の発生・拡大を防止する。

3.1.6 インサイダー取引の禁止

業務上知り得た、顧客またはその他取引先に関する重要な未公開情報をもとに、当該企業の株式等の売買を行わない。また、第三者へ未公開情報の提供や売買の誘引をしない。

3.1.7 責任ある鉱物調達

製品に含まれるタンタルやスズ、タングステン、金などの鉱物資源が、紛争地域等で人権や環境に負の影響を及ぼしていないことを確認する。必要に応じて OECD ガイダンスに基づいたデュー・ディリジェンスの実施を含む適切な対応を講じ、責任ある鉱物調達を行う。

3.1.8 通報・相談制度の整備と報復行為の禁止

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防し、発生した場合に速やかに対処するために、労働者やサプライヤーを含むステークホルダーが利用可能な通報・相談制度を整備する。通報・相談された個人の情報は秘密を保持するとともに、通報・相談したことを理由として報復等の不利益を被らないように通報者・相談者を保護するための適切な措置を講じる。通報・相談された内容は、法令および自社の行動規範・行動指針等に則り、速やかに適切な対応を行う。

3.2 人権と労働者の権利

3.2.1 国際的に認められた人権・労働基準の尊重

国際人権章典および ILO 中核的労働基準を含む国際的に認められた人権・労働基準を支持・尊重する。

3.2.2 差別の禁止

国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向・性自認、障がいの有無などに基づく差別行為を禁止し排除する。また、雇用や就業における機会均等を損なわない。

3.2.3 ハラスメントの禁止

職場の関係者に対して、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントを禁止し、そのような発言・行動を一切容認しない。

3.2.4 結社の自由および団体交渉権

法令に基づき、結社の自由および団体交渉の権利を尊重し、従業員と誠実に協議・対話を行う。

3.2.5 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働を排除し、防止する。

3.2.6 児童労働の禁止

あらゆる形態の児童労働を排除し、防止する。

3.2.7 責任ある採用

関係法令を遵守し、倫理的な慣行に基づいて採用を行う。人材仲介業者を利用する場合は、労働者の権利を遵守する適切な許認可を取得した仲介業者を用いる。

3.2.8 賃金と福利厚生

関係法令を遵守し、従業員への賃金は最低賃金以上を支払うとともに、不当な賃金控除は行わない。

3.2.9 長時間労働の禁止

法令または適用される場合には労使協定を遵守し、法定限度を超えないように労働時間を適正に管理するとともに、違法な長時間労働を防止する。

3.3 労働安全衛生

3.3.1 職場の安全の確保

職場の労働安全に関するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。業務上使用する機械装置は安全上のリスクを評価し、適切な安全対策を講じる。

3.3.2 緊急時への備え

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などの緊急時に備え、被害を回避・最小化するために必要な行動手順の策定や安全対策を講じ、職場内に周知徹底する。

3.3.3 労働災害および疾病の防止

労働災害および職業的疾病の発生を防止するために、事故やトラブル等が発生した際には、発生状況を特定・評価・記録・報告し、適切な是正処置を講じる。また、緊急時に備えてリスクを未然に防ぐための予防処置を講じ、危機の発生を最小限に抑えるための事前準備を行い、万が一の事態に迅速かつ効果的に対応できる体制を確立し、リスク管理の強化を図る。

3.3.4 産業衛生

人体に有害な影響を及ぼす可能性がある化学物質や生物、騒音、悪臭等に接する状況を特定

し、対策を講じる。

3.3.5 身体に負荷のかかる作業の軽減

身体に負荷のかかる作業、健康被害を生じる可能性のある作業を特定し、労働災害や疾病の発生を防止するために、適切な管理を行う。

3.3.6 安全衛生に関するコミュニケーション

労働者の安全や健康に影響を及ぼす可能性のある職務上の危険性とその防御策について労働者が学ぶことができる教育・訓練の機会を、労働者が理解できる言語で提供する。また、労働者が職場の安全に関して懸念や意見を伝えられる仕組みを整備する。

3.3.7 衛生設備、食事および住居の適切な環境の確保

労働者に衛生的なトイレと飲料水を提供し、労働者のために提供される施設(休憩室、トイレなど)や食事や住居を提供する場合は安全で衛生的な環境を確保する。

3.3.8 労働者の健康増進

全ての従業員に対し、健康診断や福利厚生を充実させ、精神的・身体的に健康で幸せな生活を追求する権利を尊重するために適切な管理を行う。

3.4 環境

3.4.1 環境法令の遵守

環境法令を遵守し、環境保全に関わる必要な許認可等を取得・維持し、その運用および報告に関する要請を遵守する。

3.4.2 環境マネジメントシステムの構築

環境に関わるリスクや機会を特定・評価し、優先度に応じた対応を行うとともに、環境マネジメントシステムを構築・運用します。PDCA サイクルを通じて継続的な改善を図り、環境負荷の低減とリスクの最小化に努めます。

3.4.3 気候変動への対応

気候変動問題の解決に貢献するため、事業活動に加えて、製品・サービスのライフサイクルを通じて、エネルギーの効率的な利用と再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量を最小化する。

3.4.4 資源の効率的・循環的な利用

廃棄物の適正処理、リサイクル等に関する法令を遵守するとともに、事業活動に伴い排出される廃棄物を削減し、使用する資源の効率的・循環的な利用を推進する。

3.4.5 汚染防止

法令に基づき、大気・水質・土壌への排出物を適切に管理し、汚染物質の排出を防止または低減するとともに、汚染物質の排出の原因となる原材料の削減に取り組む。

3.4.6 化学物質管理

当社は、法令に基づき人体や環境に悪影響を及ぼす化学物質を特定し、適切に管理する。また、当該物質を含有する場合はその旨を明示し、製造・移動・保管・使用・リサイクルまたは再利用・廃棄などライフサイクル全体で当該物質が安全に取り扱われるようにする。当社は自社基準として chemSHERPA を導入し、サプライヤーとの伝達ツールとして活用す

ることで、法令順守と適切な化学物質管理を実現する。

3.4.7 適切な水使用

水資源を適切に管理し、効率的に利用することで、事業活動および原材料の生産に使用する水資源を保全する。

3.4.8 生物多様性の保全

事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、悪影響を低減する。また、可能な場合には好影響の創出に取り組む。

3.5 品質と製品安全性

3.5.1 品質マネジメントシステムの構築

品質マネジメントシステムを構築し、製品およびサービスに関わるリスクや機会を的確に把握することで PDCA サイクルを通じて継続的な改善を図り、顧客満足の向上と品質リスクの低減に努める。

3.5.2 製品・サービスの安全性の確保

製品・サービスの安全性に関わる法令を遵守し、利用者の安全と健康を確保する。

3.5.3 製品・サービスに関する正確な情報の提供

製品・サービスに関する情報提供では、最終消費者・利用者の合理的な選択に寄与するために、関連法令の遵守はもとより、最終消費者・利用者にとって重要な情報の省略や虚偽表示を行わず、事実に即した偏りのない比較可能な情報を提供する。

3.6 事業継続計画(BCP)

3.6.1 事業継続計画(BCP)の策定と準備

災害などの緊急事態に備えて、事業継続にむけた対策や事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を整備する。

3.7 社会への貢献

3.7.1 国際社会・地域社会への貢献

事業活動を通じて広く社会へ貢献するとともに、地域の伝統・文化・慣習などを尊重し、国際社会・地域社会からの要請や期待に応える活動を実施する。

以上